

お客様各位

2021年1月14日
京都バス株式会社

「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴う乗車券類の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、国において「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、これを事由とした払戻しについて、以下のように取扱います。

記

1. 通勤定期券および通学定期券

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料（500円）を頂きます。

但し、「緊急事態宣言発令」に伴う外出自粛を事由とする払い戻しであり、京都府が緊急事態に指定された期間を有効期間に含む定期券である場合は、払い戻しの申出日に関わらず、最終使用日の翌日から使用していないものとして遡って払い戻しをします。

（使用していないとみなす遡りの最大は2021年1月14日（木）です）

※所定の手数料500円が必要です。

※通常の払戻計算方： 通用期間初めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額を払い戻すものです。

※定期券の払い戻しの際には身分証明書をお持ちください。

2. 一日乗車券など当社発売の企画乗車券（回数券、トラフィカ京カードなどを除く）

バス一日券、地下鉄・バス一日券などの企画乗車券について、「緊急事態宣言発令」に伴う外出自粛を事由とする払い戻しである場合は、未使用の場合に限り無手数料で払い戻しをします。

（発売している箇所に限ります）

ただし、スマートフォン上で発売している乗車券など、当社で発売していない乗車券は、この限りではありません。

※上記2件の取扱いは、京都府の緊急事態宣言が解除された日の翌月末までを予定しています。

以上